

公益社団法人 大分県老人保健施設協会定款施行規程

(入 会 等)

第1条 定款第6条の規定に基づき公益社団法人大分県老人保健施設協会（以下「本法人」という。）に入会しようとする者は、会員種別に応じ、様式第1号から様式第3号に定める入会申込書を会長に提出することにより行わなければならない。

2 許可定数等の変更があったときは、様式第4号に定める定床数等変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

(退 会 等)

第2条 会員が本法人を退会しようとするときは、様式第5号に定める退会届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

2 代表者の交替、議決権委任者、その他特別の事情が生じたときは、様式第6号に定める代表者及び議決権委任者変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

(正会員役員の選任等)

第3条 任期満了又は補充に伴う正会員役員（以下、「内部役員」という。）の選任を行うときは、選任の日の30日前迄に全正会員に通知しなければならない。

2 内部役員候補者は、選任の日の14日前までに役員就任承諾書、履歴書、市町村の発行する身分証明書、東京法務局が発行する登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書を添え、文書をもって会長に届け出なければならない。ただし、前期に引き続き役員候補者として届け出るものについては、その必要はないものとする。

3 会長は、前項の届け出を受理したときは、資格審査を行った後、速やかに役員候補者一覧（順位は受付順によるものとする。）を作成し、当該選任の日の7日前までに会員に通知しなければならない。

4 会長は、届け出受理後、選任の日までの間に役員候補者の資格に質疑が生じたときは、資格の有無につき、理事会の議決を経て、期日の前日までに決

定しなければならない。

- 5 内部役員候補者は、選任の日までの間は自らの意志により立候補を撤回することができる。

(内部役員選挙等)

第4条 届け出のあった内部役員候補者が正会員外役員（以下、「外部役員」という。）の数を超えるときは、選挙により役員を決定する。ただし、定数に満たないときは、総会の意見を聴いて補充選任を行う事ができる。

- 2 役員選挙は、出席正会員の投票により行う。
- 3 投票用紙の様式は会長が定める。
- 4 定められた投票用紙を使用しないもの、候補者でないものの氏名を記載したもの及び候補者の確認をしがたいものは無効とする。
- 5 会長は、正会員の中から候補者を除く3人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(外部役員選任等)

第5条 会長が必要と認め、理事会の議決を経て総会で選任されたもの。

- 2 外部役員には、第3条第2項の規定を準用する。この場合において同条中「内部役員」とあるのは「外部役員」と読み替えるものとする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第6条 定款第6章に規定される名誉会長、顧問及び相談役は次のとおりとする。

- 2 名誉会長は、本法人の会長を3期以上努め、本法人の名誉を高めると共にその発展に大きく貢献したと認め、会長が推薦し、総会で承認されたものとする。
- 3 顧問は、学識経験等を有するものの中から本法人の事業を達成するために必要と認め、会長が推薦し、総会で承認されたものとする。ただし、その任期は会長の在任期間とする。
- 4 相談役は、本法人の運営に必要と認め、理事会の議決を得たものとする。

附 則

- 1 この規程は、本法人設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規程は、特に議案提出の手続きを踏まれることなく、総会において、改正の協議及び審議が行われるものとする。
- 3 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。